

福島県産業廃棄物税の今後の在り方について
中間とりまとめ

令和6年9月

福島県環境審議会

目 次

1	税制度の継続の必要性について	1
2	税制度について	
	（1）課税方式等	2
	（2）税率	2
	（3）課税の特例	3
	ア 自社最終処分の場合	3
	イ 特例納付事業者の場合	4
	（4）その他（併せ産廃）	5
3	税の使途について	7
4	その他	7

1 税制度の継続の必要性について

(税の目的)

- 産業廃棄物の排出を抑制し、可能な限り再生利用や減量化を行うことにより、循環型社会の形成を促進する。
- 産業廃棄物税の税収を用いて、産業廃棄物の排出抑制や減量化、再生利用の推進等の施策をより一層推進する。

(1) 現状

ア 税導入による県内排出量に関する排出抑制等効果

東日本大震災や景気の動向による影響、循環型社会の形成に向けた総合的な取組の中で、産業廃棄物税のみによる効果を検証することは困難であるが、税を導入した平成18年度から東日本大震災前の平成22年度まで県内排出量は減少し、その後震災による増減が見られるものの、平成29年度以降は緩やかにではあるが減少傾向にあり、平成18年度よりも低いレベルを維持している。

また、令和元年度以降、令和5年度までの5カ年に実施した産業廃棄物税充当事業により、産業廃棄物抑制及び再生利用施設整備支援事業では、6事業者に対し、汚泥及び廃プラスチック類の処理設備の整備費用を一部補助し、推計で約931トンの汚泥などの産業廃棄物が削減されたほか、エコ・リサイクル製品の認定数も50件となっている。この他、不法投棄監視員による年間約3,000日の監視活動等の不法投棄監視体制の充実などにより、不法投棄件数は少なくとも増加傾向が見られないなど、着実に排出抑制等の実現に向けた取組を進めてきた。

イ 循環型社会形成促進効果

産業廃棄物の排出抑制、再生利用等を推進していくためには、法令による規制的手法、事業者の自主的取組による手法、産業廃棄物税などの経済的手法など、適切な施策を組み合わせることにより対応していくことが重要である。

その中で、産業廃棄物税については、排出事業者等へのアンケートにおいて6割以上が「効果がある／多少効果がある」と回答しているなど、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等に一定の効果があると考えられ、その役割は大きい。

ウ 他県との均衡

全国では27道府県が平成14年以降、順次産業廃棄物税を導入し、東北地方では本県を含む6県すべてで導入している。なお、現時点（令和6年4月）では、それぞれ見直し等を経てすべての27道府県が制度を継続している。

(2) 在り方

持続可能な循環型社会を形成していくためには、現在の税制度を引き続き、継続することが適当であると考える。

2 税制度について

(1) 課税方式等

○納税義務者

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

○課税標準

県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

○徴収方法

「最終処分業者特別徴収方式」

- ・排出事業者又は中間処理業者が最終処分業者に最終処分を委託する場合は、最終処分業者による特別徴収とする。
- ・排出事業者又は中間処理業者が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合（自社最終処分）は、申告納付とする。

ア 現状

制度開始から18年以上が経過し、確実に徴収され、滞納もないなど、制度自体は既に定着しているものと考える。

徴収方法については、最終処分業者が特別徴収義務者として徴収する「最終処分業者特別徴収方式」であり、本県を含む25道府県で採用されている。「最終処分業者特別徴収方式」は、賦課徴収に係る事務作業や不申告・不正確な申告などに対する税務調査に要する時間・経費等（徴税コスト）を抑えられることや、税収の安定化を図ることが可能である。他の徴収方法としては、排出事業者が申告納付する「事業者申告納付方式」があり、三重県及び滋賀県で採用されている。「事業者申告納付方式」は、排出事業者が産業廃棄物の管理主体であることを意識づけることや、納税を通じて産業廃棄物税を経営面での明らかな負担と認識させることなど、環境政策上において、原理的な優位性がある。

イ 在り方

税制度が定着しており、課税方式等の見直しが必要となる大きな課題等はないことから、引き続き、現行の課税方式等を継続することが適当であると考える。

なお、産業廃棄物の排出事業者が納税義務者であることを認識し、税制面から排出量・最終処分量の削減を意識するよう、産業廃棄物税の更なる周知を図る必要がある。

(2) 税率

1,000円/トン

ア 現状

制度開始後18年以上が経過し、制度自体が定着し、また、県内の企業活動に多大な影響を与えているものではないと考える。

令和元年度から令和5年度までの税収額の状況について、令和元年度から令和4年度までは4億8千万円から4億1千万円程度までの減少傾向を示しているが、令和5年度は4億5千万円に増加しており、税充当事業費は、4億2千万円から約5億7千万円程度で推移している。

税収入は基金として積み立てており、令和5年度末の基金残高見込みは約3億7千万円となっている。

基金残高は、引き続き産業廃棄物の排出抑制・再生利用等の推進のため税充当事業への財政需要があり減少傾向にある。

イ 在り方

産業廃棄物税を導入している全27道府県でトン当たり1,000円であり、他自治体との均衡が図られていることから、引き続き、現行の税率を継続することが適当であると考えます。

(3) 課税の特例

○自社最終処分の場合

排出事業者が自社最終処分を行う場合は、重量に2分の1を乗じたものを課税標準とする。

○特例納付事業者の場合

排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える場合は、その超える部分については重量に2分の1を乗じたものを課税標準とする。

ア 自社最終処分の場合

(ア) 現状

多額の投資や努力により自社処分場を確保し、自ら処理することで排出事業者責任による自己処理に努めていることに考慮して設けられた制度である。

この制度の対象となる事業者（特例納付事業者を除く。）は、10事業者であるが、うち1事業者が令和5年度中に埋立を終了した。令和元年度から令和5年度の納税額は、260万円から70万円程度に減少しており、税収額全体に占める割合も約0.2～0.5%となっている。

全国では産業廃棄物税を導入している27道府県のうち、8県が自社最終処分について非課税または軽減措置を規定している。

令和5年度に納税のあった自社最終処分事業者に対して実施したアンケート調査では、各者から最終処分量の削減に取り組んでいることについて説明がなされており、前回の在り方検討時である令和元年度、または産業廃棄物税制度の始まった平成18年度に比べ、最終処分量が減少したと回答している。

(イ) 在り方

自社最終処分事業者による再生資源化の取組が進み、自社最終処分量が減少傾向を示しているが、環境への影響を最小にすることに更に努める必要がある。引き続き、自社処分事業者に対して更なる最終処分量の削減を促しつつ、多額の投資や努力により自社処分場を確保し、排出事業者責任による自己処理に努めていることに考慮して設けられたこの制度の趣旨を踏まえ、当該制度を維持することが適当であると考ええる。

イ 特例納付事業者の場合

(ア) 現状

排出抑制の実効性と適正規模の税負担の双方を考慮した税制度が望ましく、特定の納税者にあまりにも高額な税負担が発生する場合、一定の軽減措置が必要であるとして設けられた制度である。

全国では産業廃棄物税を導入している27道府県のうち、2県が多量埋立について軽減措置を規定している。

本制度の対象事業者は、4事業者（4施設）で令和元年度から令和5年度の納税額は1億1千万円から1億7千万円程度で推移し、税収額全体の約25～39%を占めている。

同事業者に対して実施したヒアリング調査では、各社から再生利用による最終処分量の削減に取り組んでいるが、リサイクル先の確保など更なる削減には課題があり難いため、特例納付制度の継続について要望があった。

(イ) 在り方

○ 地方税法における法定外目的税の規定等

平成16年度の地方税法改正により、法定外目的税の新設又は変更の際、特定・少数の納税者が税収の大半を納税することとなる場合は、納税者の理解を得るよう努めることが必要とされている。

現在、特例納付事業者の納税額は、4者で産業廃棄物税の納税総額の3割程度と高い割合となっている。

特に1者（A社）は既に継続して納税総額の10分の1を超過しており、また、特例納付を見直した場合、別なもう1者（B社）も継続して10分の1を超過する見込みであることから、特例納付制度の廃止に当たっては、両者の十分な理解を得る必要があるが、4者へのヒアリング調査において、「これまで廃棄物の再生利用等に取り組んでおり、更なる埋立量の削減方策を検討しているが難しい。」「特例納付制度の継続を希望する」としており、増税による特例納付制度の廃止に理解を得ることが難しい状況にある。

表1 特例納付事業者の納税額及び納税総額に占める割合

年度	R1	R2	R3	R4	R5	合計
A社 納税額（百万円）	76.9	61.0	52.8	41.3	99.1	331.2
納税総額に占める割合（％）	<u>16.1</u>	<u>13.9</u>	<u>12.7</u>	9.9	<u>22.0</u>	<u>15.0</u>
B社 納税額（百万円）	36.3	25.2	53.7	54.5	43.4	213.0
納税総額に占める割合（％）	7.6	5.8	<u>12.9</u>	<u>13.0</u>	9.6	9.7
特例納付事業者の 納税額計（百万円）	139.8	110.4	134.3	126.4	174.5	685.4
納税総額に占める割合（％）	29.3	25.2	32.2	30.2	38.8	31.1
合計（百万円）	477.0	438.1	416.8	418.7	450.3	2,201

○ 直近の社会情勢等

特例納付事業者の多くは、社会基盤を支える発電事業者であり、その事業活動は社会情勢や気候などに左右されるため、発電により発生する産業廃棄物（石炭灰等）の量を自らがコントロールすることが難しいことから、増税による埋立量削減のインセンティブとなりにくい。

また、円安が続き、物価高騰に拍車をかけていることも踏まえ、増税となる特例納付制度の廃止は各事業者の経営状況に影響を与えるだけでなく、新型コロナウイルス感染症による地域経済・社会への影響等は小さくなったものの、電気料金の値上げなど社会的・経済的に広く影響が及ぶ可能性がある。

○ 産業廃棄物の排出量抑制

現状において、廃棄物処理計画で定める産業廃棄物の排出量の目標値「770万t/年以下」を達成しており、排出量を抑制するという産業廃棄物税の目的は達成できているものと認められる。

これらのことから、引き続き特例納付事業者に対して最終処分量の削減を促しつつ、特定の納税者に高額な税負担がかからないように設けた制度創設時の趣旨や負担者の理解を求める法定外目的税の趣旨、円安・物価高騰が続く地域経済や社会への影響等を踏まえ、当該制度を維持することが適当であると考えます。

(4) その他（併せ産廃）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定により、市町村等の一般廃棄物最終処分場で併せて処理される産業廃棄物（併せ産廃）は課税対象としていない。

ア 現状

市町村及び一部事務組合に対して実施したアンケート調査では、一般廃棄物とあわせて処理される産業廃棄物（併せ産廃）について、8自治体において受け入れているとの回答があり、うち5自治体で受け入れた産業廃

棄物の搬入量を把握していたが、課税の対象となる焼却や破碎処理後の埋立量を把握しているのは1自治体であった。

イ 在り方

一般廃棄物とあわせて処理される産業廃棄物（併せ産廃）については、税の公平性の観点から、一律に課税すべきとの考え方もあるが、これまで以下の理由により、課税の対象外としてきた。

- 廃棄物受け入れ段階での産業廃棄物の量の把握が困難である。
（一般廃棄物との区分等のために大幅な業務量の増加が見込まれる）。
- 焼却や破碎処理後の最終処分量の把握が困難である。
- 実施自治体数や受入施設数は、制度開始後と比べて減少している。
- 実施自治体における受入の理由は、地域の事業者育成、零細企業支援等となっている。

今回のアンケート調査により、併せ産廃の受入を実施している8自治体のうち5自治体において併せ産廃の受入量を把握していることが判明した。しかし、他の3自治体では廃棄物の受け入れ段階での産業廃棄物と一般廃棄物の区分等を行っていないため把握できておらず、今後区分するには大幅な負担の増加が見込まれ（徴税コスト）、また、併せ産廃の焼却や破碎処理後の最終処分量を把握しているのは1組合のみであり把握が困難である（課税手法）。

その他、併せ産廃を受け入れている自治体は、地域の事業者育成や零細企業支援等を目的に行っており、産業廃棄物税を課すことは市町村等の目的に反することから、現状を維持することが適当であると考えられる。

なお、現在、3自治体で併せ産廃の受入中止を検討しており、併せ産廃の受入自治体が減少していく可能性がある。

3 税の用途について

(1) 現状

産業廃棄物税の充当事業は、前回（令和2年度）答申の中で産業廃棄物税の目的に適合した事業を選定している。

(充当方針)

- 産業廃棄物排出量の抑制
 - ・産業廃棄物の排出抑制、減量化の取組への支援
- リサイクル(物質循環)の推進
 - ・リサイクルの取組への支援
 - ・廃プラスチック類の再生利用等の推進
- 産業廃棄物の適正処理の推進
 - ・事業者に対する適正処理の啓発
 - ・不法投棄未然防止対策の推進
 - ・産業廃棄物処理業者情報の公開
 - ・電子マニフェスト導入の推進
- 産業廃棄物処理業の振興
 - ・優良な産業廃棄物処理業者の育成
 - ・処理技術向上に向けた人材の育成
- 産業廃棄物処理施設の整備促進
 - ・産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用施設整備への支援
 - ・処理施設に対する地域住民の安全・安心の確保
- 産業廃棄物に関する県民理解の促進
 - ・環境教育、学習の振興（産業廃棄物処理施設の活用等）
 - ・産業廃棄物、税制度に関する県民理解の促進（広報、普及啓発）
- その他産廃税の目的に適合する事業

(2) 在り方

産業廃棄物税は、引き続き充当方針に適合した事業の財源とすべきである。特に福島県ならではの特色がある循環産業育成や産業廃棄物の再生利用を促す事業については配慮すること。

また、産業廃棄物を活用する事業については、計画から評価、見直しを適切に行い、産業廃棄物税の目的に適合した効果的な事業に充当すべきである。

4 その他

社会経済情勢の推移や税制度の施行状況を勘案し、制度見直しの機会を確保する観点から、一定期間（5年程度）を目安として必要な見直しを行うこととすべきである。